

伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業」（以下「本業務」という。）の履行に最も適した協定の相手方となる候補者（以下「協定候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

（１）事業の目的

伊万里市は、令和 7 年 3 月にゼロカーボンシティを宣言し、2050 年脱炭素社会の実現を図るための取組のひとつとして次世代自動車の普及を推進することとしている。

そこで、次世代自動車のひとつである電気自動車の普及に寄与するため、公共施設駐車場等への市民向けの電気自動車用充電設備等の導入事業を実施する。

（２）公募型プロポーザルにする目的

本事業を行うにあたっては、事業に係る維持管理体制、会社の継続性、料金体系及びサービス内容、技術力等を総合的に評価し、最も適切な事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式で選定を行う。

2 募集の概要

本事業は、次の取組を進めるための事業者を募集するものである。なお、本事業の詳細は別紙仕様書のとおりとする。

- （１）公共施設駐車場への電気自動車用充電設備等の導入及び維持管理
- （２）その他ゼロカーボンの推進に資する取組の提案・実施

3 協定（契約）方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- （２）参加申込書の提出締切日において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 1 6 年告示第 8 1 号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- （３）参加申込書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- （４）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て

がなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等である。

イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している。

5 日程

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和 7 年 1 2 月 1 日（月）
質疑受付締切	令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水）
質疑に対する回答	令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）
参加申込書提出締切	令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）
企画提案書受付締切	令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）
プレゼンテーション審査	令和 8 年 1 月 7 日（水）※予定
プロポーザル審査結果通知	プレゼンテーション実施後 1 0 日以内
プロポーザル審査結果公表	

6 質疑・回答について

質問等がある場合は、次により行うものとする。

（１）「質問書（様式第 1 号）」の提出

ア 受付期限：令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水）午後 5 時まで

イ 受付方法：（ア）指定様式による紙媒体で持参

(イ) 指定様式による紙媒体で FAX

(ウ) 電子メール（記載内容が同様であれば指定様式でなくても可）

表題は「伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業質問事項」とすること

ウ 受付場所：16に示す場所

※本プロポーザルに関する質問は、参加申込書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 回答方法

質疑に対する回答については、とりまとめた上で、令和7年12月12日（金）午後2時より、伊万里市のホームページ上で発表する。ただし、質問内容により必要があれば随時回答する場合もある。

7 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第2号）とともに次に掲げる書類を提出すること。なお、期限までに参加申込書の提出のない者からの提案は受け付けられないものとする。

(1) 参加申込書の提出方法

ア 提出期限：令和7年12月17日（水）午後5時まで

※ 受付時間は、伊万里市の休日を定める条例（平成元年条例第54号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する本市の休日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。

イ 提出場所：16に示す場所

ウ 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

※持参の場合は参加申込書に受付印を押印した写しを交付する。郵送の場合は参加申込書に受付印を押印した写しを送付するため、返信用封筒（返信先の記入及び84円切手の貼付）を同封すること。なお、郵送料金に不足がある場合は受取人の負担とする。

エ 提出書類：各1部

（ア）参加申込書兼誓約書（様式第2号）

（イ）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

3か月以内に法務局が発行したもの

※写しも可とするが、この場合、原本から謄写した旨の記載及び記名、押印すること。

（ウ）本市の入札参加資格を有していない場合は、下記の書類についても提出すること。

使用印鑑届兼委任状、誓約書、印鑑登録証明書、営業所一覧表、直前の期末に

おける決算報告書、国税・佐賀県税（県内本店又は県内の支店等の場合）・伊万里市税（市内本店又は市内の支店等の場合）の納税証明書（未納がない証明。3か月以内に交付を受けたもの。）

（2）参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

ア 通知先：参加申込書の提出者

イ 通知方法：書面にて（様式第3号）

ウ 通知時期：令和7年12月24日（水）（予定）

エ その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

（3）参加を辞退する場合

参加申込書提出者がその後参加を辞退する場合は、企画提案書受付締切日前までに参加辞退届（様式第4号）を16に示す場所まで持参又は郵送すること。また、これ以後の辞退については、16に示す場所への電話連絡のうえ、同様の手続きをすること。

8 企画提案書の提出に関すること

上記「7 参加申込手続きについて－（2）結果通知」により参加資格審査結果通知を受け、資格を有することを認められた参加者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、事務局に提出するものとする。なお企画提案書等の様式はA4判の任意様式とし、必要な通数は正本1部、副本（複写可）5部とする。

（1）提出期限：令和7年12月26日（金）午後5時まで

（2）提出場所：16に示す場所

（3）提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

※受付時間は、休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く、午前8時30分から午後5時までの間とする

（4）提出物

別紙「公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準」を参考に企画提案書を作成し提出すること。様式は自由とし、A4用紙に10枚程度、図や写真等の挿入可とする。

9 審査方法

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び協定候補者選定は、「伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、下記の要領で行う。

(1) 審査について

提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーション（質疑応答含む）に基づき、審査を行う。その他、別紙「公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準」に従い、審査するものとする。

(2) 企画提案（プレゼンテーション）について

ア 日時：令和8年1月7日（水）（詳細は後日通知する）

イ 場所：伊万里市役所 会議室（佐賀県伊万里市立花町1355番地1）

ウ プレゼンテーションでは、参加者当たりの提案時間は30分以内とし、提案終了後に10分以内の質疑応答の時間を設けるものとする。

エ プレゼンテーションで使用する機材については参加者にて用意すること。なお、スクリーンについては事務局で用意する。

オ プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

カ 1参加者当たりのプレゼンテーション参加者は3名までとする。

キ プレゼンテーションは、非公開とする。

ク 特別な理由が無く、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とする。

ケ プレゼンテーションを行う順番は、事務局において決定する。

(3) 審査基準

審査、評価項目、評価点及び協定候補者の選定方法は別紙「公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準」のとおりとする。

10 審査結果

審査結果については、下記のとおりとする。

(1) 通知先：全参加者

(2) 通知方法：書面にて（様式第5号）

(3) 通知内容：本業務の協定候補者であるか否か

(4) 通知時期：プレゼンテーション実施後10日以内

(5) 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない

審査結果の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行うものとする。

11 設置場所・基数の協議

設置場所や設置基数については、協定候補者の選定後、その提案内容をもとに、改めて

市と協定候補者と協議し決定する。

1 2 協定の締結

審査結果の通知後、協定候補者と協議の上、協定書を締結するものとする。

1 3 提出書類の取扱い

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の提出後における差し替え及び削除、また伊万里市が必要と認め資料の追加を求めた場合を除く追加等は一切認めない。
- (3) 提出書類を、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。

1 4 情報公開及び提供

提出書類について、伊万里市情報公開条例（平成 1 1 年条例第 1 6 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

なお、本業務の協定候補者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、協定候補者決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加辞退の取扱い

参加申込書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出る事とし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、協定の相手方に決定した者が作成した企画提案書等の書類については、伊万里市が必要と認める場合には、あらかじめ協定の相手方に通知し承諾を得たうえで、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

(5) 異議申立て

参加申込者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議

を申し立てる事はできない。

(6) 失格条項

参加申込者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

- (ア) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (イ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (ウ) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (エ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (オ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的又は間接的に行った場合
- (カ) 参加申込書の提出期限以降において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- (キ) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (ク) ヒアリング又はプレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合

16 問い合わせ先（事務局）

〒848－8501

伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所市民交流部環境政策課

TEL：0955－23－2144（直通）

FAX：0955－23－2121

E-mail：kankyou@city.imari.lg.jp

質 問 書

送信先：伊万里市役所市民交流部環境政策課

TEL：0 9 5 5－2 3－2 1 4 4

FAX：0 9 5 5－2 3－2 1 2 1

※ F A Xによる質問の際には、必ず送信した旨の電話による連絡をお願いします。

件名：伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業について	質問者： 業者名： 担当者： T E L： F A X：
----------------------------	--

質問項目	質問内容（具体的に）

様式第2号

令和 年 月 日

伊万里市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業プロポーザル
参加申込書兼誓約書

1 誓約事項

- (1) 当社は、伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領「4参加資格要件」（以下「資格要件」という。）に記載されている要件をすべて満たしています。
- (2) 本申請において、虚偽の申請があった場合、又は、参加申請書類を提出してから協定締結までの期間において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加が取り消されることに同意します。

記

1. 業務名 伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業
2. 添付書類 実施要領に定める書類一式
3. 本市の入札参加資格 有・無

【連絡先】

所属

氏名

電話番号

メールアドレス

様式第3号－1

第 号
令和 年 月 日

(業者名) 様

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業に係る
参加資格審査結果通知書

先に申込みのありました、プロポーザルの参加資格審査結果について、下記のとおり通知します。

記

1. 業務名 伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業
2. 結 果 参加資格を有することを認めます
3. その他 特になし
4. 担 当 環境政策課

様式第3号－2

第 号
令和 年 月 日

(業者名) 様

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業
業務委託に係る参加資格審査結果通知書

先に申込みのありました、プロポーザルの参加資格審査結果について、下記のとおり通知します。

記

1. 業務名 伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業
2. 結 果 次の理由により、参加資格を有することを認められません。
理由：〇〇〇のため
3. その他
4. 担 当 環境政策課

様式第4号

年 月 日

伊万里市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加辞退届

令和 年 月 日付で参加申込をしました下記業務において、参加を辞退いたします。

記

1. 業務名 伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業

【連絡先】

所属

氏名

電話番号

FAX 番号

様式第5号－1

第 号
令和 年 月 日

(業者名) 様

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業に係る
プロポーザル審査結果通知書

企画提案書を提出していただきましたプロポーザルについて、当市の審査委員会において審査した結果、下記のとおり通知します。

記

1. 業務名 伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業
2. 結 果 貴社を契約交渉順第1位と決定いたします。
3. その他
※必要な連絡事項を記載
4. 担 当 環境政策課

様式第5号ー2

第 号
令和 年 月 日

(業者名) 様

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業に係る
プロポーザル審査結果通知書

企画提案書を提出していただきましたプロポーザルについて、当市の審査委員会において審査した結果、下記のとおり通知します。

記

1. 業務名 伊万里市電気自動車用充電設備等導入事業
2. 結 果 貴社の企画提案は採用されませんでした。
3. その他
※必要な連絡事項を記載（説明を求められる期間及び方法等）
4. 担 当 環境政策課